



協議の内容がリアルタイムで共有されるよう、ネパールとテレビ会議でつないで行われる

て支援している。07年には国連
ネパール政治ミッション（UN
MIN）が発足。JICAもネパ
ールの民主化を後押しすべく、
「地方の貧困削減」「民主化・平
和構築」「社会・経済基盤整備」
を三本柱に協力を実施している。

その中で、民主化・平和構築
支援の一環として取り組んでい
るのが「民主化プロセス支援プ

240年の王政に終止符 新たな国づくりへ

世界最高峰のエベレストを望
み、美しい自然あふれる国ネパ
ール。北部に連なるヒマラヤ山脈は、
世界中の登山愛好家たちにとつ
て、一度は訪れてみたいあこがれ
の地でもある。2011年は「ネ
パール観光年」。国内でさまざま
なイベントを企画し、外国人観光
客の誘致に力を入れている。



紛争に逆戻りしない 民主国家の実現を

1990年代半ばから、10年以上にわたる激しい内戦を経験したネパール。
包括的和平合意締結後、国を挙げて歩み始めた民主化への道を切り開くため、
JICAはガバナンス支援を強化している。

前までは、内戦の地と化してい
た。民主化を求める人民運動が
勃発したのは1990年代初頭
のこと。96年には政府と反政府
勢力マオイスト（ネパール共産
党毛沢東主義派）の武装闘争に
発展。毎日のように各地で激し
い戦闘が繰り返され、約1万
3000人もの命が失われた。
それでも双方の歩み寄りによ
り、06年に包括的和平合意を締
結。ついに、10年にわたる内戦
に終止符が打たれた。そして08
年4月には国内初の制憲議会選
挙が実施され、翌月に制憲議会
が成立。約240年にわたる王
政の時代に終わりを告げ、つい
に「連邦民主共和国」が誕生した。
そんなネパールの新たな国づ
くりを、国際社会も一体となっ

プログラム。「紛争に逆戻りしな
いための仕組みづくり」をスロ
ーガンに、民主化プロセスを包
括的に支援している。

民主化の主体となる「国民」
を支える「民法の起草・立法化
支援」がその一つ。ネパールでは、
制憲議会が新憲法の制定を進め
る中で、民事・刑事分野の基本
的なルールは150年前に作ら
れた国家法典「ムルキヤイン法
典」に従っている。

しかしこの法典には、さまざま
な弊害があった。まず一つに、
改正を重ねてはいるとはいえ、
現代社会のニーズに沿っていな
い。また、ヒンズー教の倫理規
定的な要素が強く、法律の規定
に違反した場合にどうなるかが
明確に記されていないなど、裁
判の基準としても使いにくいこ
とが指摘されていた。新憲法で
定められる「国民の権利」も十
分に反映されていなかったため、
政府は「ムルキヤイン法典」を
改正・分離する形で、民事、刑
事両分野での抜本的な法改正を
計画していたのだ。

国際社会のスタンダードに沿
いながら、ネパールの伝統と社
会の現状にも調和した法律をつ
くりたい。そんな人々の願い
を叶えるべく、JICAは「民法」
の起草支援を開始。首相に任命
された法曹関係者で結成された

メディア支援の合同調整委員会において、情報通信省、ラジオネパール、
JICA専門家などの関係者間で熱い議論が交わされた



タスクフォースが条文を作成し、
日本のアドバイザーグループ
とテレビ会議や現地セミナー、
日本での研修などを通じて、慎
重に協議を重ねていった。

タスクフォースのリーダーを
務める、ネパール最高裁判所の
キル・ラジ・レグミ判事は、「民
主化を実現するには、女性差別
の撤廃、土地をめぐる紛争解決、
契約関係など、新しく検討すべ
き内容がたくさんありました。
日本が時代の変遷とともに、自
国の法律を変えてきた経験を学
びたかった」と話す。民法を抜
本的に見直し、新たにつくり直
すことは並大抵の苦勞ではない。
しかし「ネパールの人々は法律
家としての能力も意識も高く、
私たちが学ぶことも多かった」と
とアドバイザーグループ委員
長の慶應義塾大学大学院法務研
究科の松尾弘教授は評価する。

4回にわたる地方の法曹関係
者とのコンサルテーションを経
て、首都カトマンズで昨年3月、
最高裁判所・地方裁判所の裁判
官、検察官、司法省職員、弁護
士会、大学、NGOなどの代表者
が一堂に会し、民法の第一草案
についての意見交換会が行われ
た。家族法、財産法、契約法の
3つのグループに分かれ活発な
議論が展開される中で、「家族法
には男女平等に関する新しい規

世界の法律を見てみよう

法律は、世界中どこを見回しても、一つとして同じものはない。
各国の社会や文化的背景などを踏まえ、その国、その時代に最も適した形にしていかなければならない。
さらには、成立した法律が適切に守られ、運用されるための制度やツールも必要不可欠だ。
ここでは、JICAの法整備支援を通じて生まれた“モノ”の一部を紹介。

モンゴル

司法制度の発展を目指して

民事事件判例集(全8巻)／索引集

「プライバシーの侵害」「法律に従ってさえればよい」「ほかの事件の判決など関係ない」という理由で、とにかく裁判内容の公開に消極的だったモンゴルの最高裁判所。しかし、「判決公開はモンゴルの司法制度の発展に必ずつながる」と日本人専門家らが尽力し、モンゴル初の判例集が制作された。そして実際に出版されると、裁判官や弁護士などの実務家に喜ばれ広く普及。大学でもこの判例集を活用して、具体的な事例を取り入れた授業が行われるようになった。町の書店で誰でも購入できるのも特徴で、その売上金を使って、4、5、8巻はモンゴル側が自力で出版した。掲載判例を時系列・裁判所別に並べた索引集に対しても、「便利だ」という声が上がっている。



「法整備支援計画」(2004～06年)

インドネシア

未解決事件の早期解決を促す

調停人養成用DVD

インドネシアの裁判所では、手続きの遅延や、多くの控訴・上告などにより、未解決の民事事件が山積みとなっていた。そこで2007年から、当事者同士の合意による早期解決を促すため、裁判官や弁護士らを“調停人”として養成していくことに。そのためのカリキュラムや教材が、JICAの支援を得ながら作成された。中でも受講生の評価が高いのがこの「調停人養成用DVD」。日本の法曹界の重鎮たちが現地の法律関係者たちと協議しながらシナリオをつくり、それに沿って、インドネシアの現役裁判官らが役者顔負けの演技をしている。内容は、調停の進め方や相手との対話方法などで、実際の場面を想定しながら学べる教材となっている。



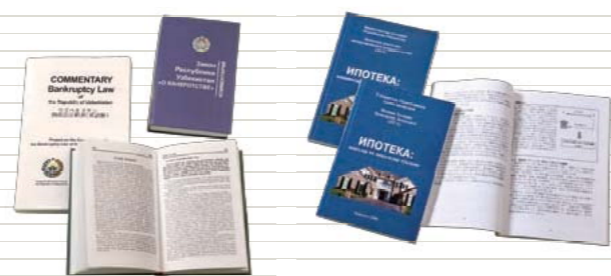
「和解・調停制度強化支援プロジェクト」(2007～09年)

ウズベキスタン

市場経済化を支える

倒産法注釈書／抵当法解説書

旧ソ連時代は“倒産”の概念がなかったウズベキスタン。独立後に「倒産法」が制定されたが、専門家にとっても、新しい制度を理解することは困難だった。そこでJICAの支援により、倒産法的一条一条を解説した本を作成することに。現地の法律家たちを日本の専門家が一から指導し、果てるとも知れぬ議論の末、完成にこぎつけた。単なる条文紹介にとどまらず、その意味や目的を解き明かし、具体的な論点の分析にまで踏み込んでいくのが画期的。今では倒産法といえはこの「注釈書」。若手裁判官たちは「手に届く所に置いて毎日使っている」という。また、債権者を保護するための抵当法の「解説書」を司法省職員向けに作成。図表などを使って分かりやすく解説しており、銀行の法務部などでも利用されている。



「倒産法注釈書プロジェクト」(2005～07年)

「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」(2005～08年)

カンボジア

復興への道を切り開く

民法／民事訴訟法

ポル・ポト政権時代に法制度が破壊され、包括的・体系的に規定された民法規範も存在しなかったカンボジア。その後、民事裁判の手続規定も、時代遅れの内容になっていた。そこでカンボジア司法省は、JICAの支援を受けながら1999年に民法・民事訴訟法の起草を開始。現存する法令や慣習などを調査し、日本側のアドバイザーグループとともに、草案を一条ずつ協議・検討していった。草案が2003年に完成した後も、閣議や国会での草案説明や修正のための協力を行い、07年までに両法が成立。JICAのセミナーなどでは、これらの条文集を手元に置き、現地の法律家たちが議論する姿を見ることができる。



「法制度整備プロジェクト フェーズ1～3」(1999～2012年)



このセッションの議題は「日本の民法下での離婚手続き」。一つ一つの項目において、日本の民法を参考にしながら民法草案の検討が進められた

定が盛り込まれ、時には激論になることもありました。女性が堂々と、積極的に発言していたことも印象的でした」と松尾教授は振り返る。
支援開始から約2年、昨年8月には民法草案が完成。内閣での審議を経て、今年2月に制憲議会に提出された。今後は、新憲法に関する議論を見据え、制憲会で審議されていく予定だ。
JICAは、ネパールの法律家と市民がこの法律を正しく理解し、国民の生活を守る基本的なルールとして社会に定着するよう、民法の解説書づくりなどの支援を検討中だ。

ネパールではテレビが都市部にしか普及しておらず、地方では新聞や雑誌、ラジオが国民の主な情報源。しかし、情報通信省の審査・登録の方針が確立されておらず、300近い放送局が乱立している。また、ある特定の政治勢力が放送局の報道をコントロールしていたり、ジャーナリストに対する迫害が起これたりと、メディアとしての機能を果たしていないのが現状だ。そこでJICAは昨年11月より、ジャーナリストの能力強化、放送法や電波法などの関連法の見直し、全国をカバーする唯一の

メディアや コミュニティ調停へも支援

「民主化プロセス支援プログラム」では、民法支援のほかにも、選挙管理委員会、メディア、コミュニティ調停への支援が行中だ。

放送局である国营ラジオネパールの組織強化などに着手。民主化という、重要な政治プロセスにおける国民への公正な情報提供、健全なメディアの育成を目指している。
また、内戦終了後の政治社会的混乱の中で、国内ではいまだ地方を中心にコミュニティレベルの争議が絶えない。それが引き金となって、大規模な紛争をも引き起こしかねないという。そこで政府は、司法にアクセスしにくい地方部に暫定的・代替的な争議解決のためのメカニズムとして「コミュニティ調停人制度」を導入。昨年1月から、JICAと政府、現地NGOと協働で、中部の山岳部・平野部にある2つの郡をパイロット地区に設定し、地域の安定確保のため、コミュニティ調停や紛争管理の実践に必要なノウハウの移転に取り組んでいる。



メディアの能力強化の一環として、放送網の改善についてラジオネパールの技術者と議論する太田徹也JICA専門家(放送技術)

さまざまな形で民主化の基盤づくりに奔走するネパール。人々を導く明るい光が国の未来へとつながっていくよう、JICAも現地の人々と寄り添いながら、前へ進んでいく。



本邦研修にてJICAの新井泉理事(中央)を表敬訪問したネパール民事法改革改善タスクフォースの面々